

調達改善計画の実施状況（24年度第一四半期）について

- 公共サービス改革プログラム（H23.4行政刷新会議公共サービス改革分科会）に基づき、本年3月、調達改善計画策定
- 今般、第一四半期分のフォローアップを実施し、予算監視・効率化チームに報告するもの
- 主な実施状況は以下のとおり。引き続き取組を進め、課題等を年度末に整理し、25年度計画に反映

1. 公共工事の調達

計画の内容

- 外部有識者による「総合評価方式活用・改善策等による品質確保に関する懇談会」等の議論
→ 引き続き総合評価落札方式を改善
- 競争参加者、発注者双方の事務負担増大などが課題
→ 施工能力を評価するタイプと技術提案を評価するタイプへの二極化の試行
→ 平成25年度の本格運用に向けた準備

取組の状況

- 総合評価落札方式を二極化し、簡素化を図るなどの改善案を踏まえたガイドライン案を作成中
- 改善案に基づいた試行を実施（関東地方整備局等で試行）

2. 随意契約・一者応札の見直し

計画の内容

(1) 競争性のない随意契約

→ 競争性のある契約に移行できないか検討 (全案件)、検討結果の公表 (四半期ごと)、結果の内部監査

(2) 一者応札 (22・23年度一者応札案件)

→ 一者応札解消に向けた改善措置の実施 (事前検証)、成果の事後検証

取組の状況

● 個別案件ごとの改善の取組を開始 [事務連絡発出]

[競争性のない随意契約] (全案件)

競争性のある契約へ移行できないか検討を開始、移行できない理由を整理

[一者応札] (22・23年度一者応札案件)

一者応札解消に向けた改善措置を開始 (参加資格見直し、仕様見直し、調達情報周知等) [契約前]

改善措置の効果 (一者応札が解消したか)、改善の余地の有無等を整理 [契約後]

● 内部監査 「重点監査項目」として周知 ・ 監査推進 [競争性のない随意契約 → 競争性ある契約に移行できないか]

[競争性のない随意契約] [※ 24年度第一四半期分, 23年度第一四半期と比較]

- ・ 1,416件 (1,365件←2,781件)、425.4億円 (355.4億円←780.8億円) **縮減**
- ・ 競争性ある契約とすべきであった不適切な契約は、なし

[一者応札]

- ・ 320件中 49件(15%)で一者応札解消
- ・ 一者応札解消効果が見込まれる改善策として、一般競争への「参加可能者の把握」を促す

取組の 効果等

3. 重点的なコスト縮減

計画の内容

- 本省において、「物品等購入」、「情報システム」のコスト縮減を重点的に進める

取組の状況

- 共同調達の拡大（6件^(H24)←5件^(H23)）
- 説明資料等を、原則、白黒、両面印刷とする旨周知
- 雑誌類の購入部数を縮減
- 情報システム関係での複数年契約 等

取組の効果

雑誌類の購入部数の縮減により、省全体で、
24年度に、1.0億円削減（7.6億円←8.6億円）
25年度に、2.4億円削減（6.2億円←8.6億円） [※23年度と比較]

4. その他の調達改善

計画の内容

- 競り下げ
- タクシーチケット使用停止
- 旅費業務アウトソーシング
- 公共料金カード決済

取組の状況

- 競り下げ業務の委託契約を締結
件数倍増を目指し、手続を進める
- タクシーチケット使用停止を24年度も継続
- 本省のほか、海上保安庁、観光庁等でも実施
- 地方整備局等11の部局で実施（鉄道料金、水道料金等）

取組の効果

タクシーチケット使用停止により、2.1億円削減（0.8億円←2.9億円）
[※24年度第一四半期分、チケット使用停止前(19年度第一四半期)と比較]

平成24年度国土交通省調達改善計画の実施状況(第1四半期)について
(対象期間:平成24年4月1日～6月30日)

計画に盛り込まれた事項	対象期間に実施した具体的な取組	左記取組の効果及び課題の抽出
<p>公共工事の調達について、総合評価落札方式の活用・改善などを図るため、外部有識者による「総合評価方式の活用・改善策等による品質確保に関する懇談会」等の議論を踏まえ、引き続き改善に努める。特に、技術提案作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担増大などが課題となっていることから、平成23年度に、施工能力を評価するタイプと技術提案を評価するタイプに二極化し、簡素化を図るなどの総合評価落札方式の改善案を取りまとめたところであり、平成24年度はこの改善案に基づいた試行を実施するとともに、平成25年度の本格運用に向けた準備を進める。</p>	<p>施工能力を評価するタイプと技術提案を評価するタイプに二極化し、簡素化を図る総合評価落札方式の改善案を踏まえたガイドラインを作成中。 関東地方整備局等4地方整備局で、改善案に基づいた試行を実施。</p>	<p>今後取組を進めた上で判断する。</p>
<p>競争性のない随意契約を締結しようとするすべての契約案件について、契約手続に入る前に、調達内容を見直すことで競争性のある契約へ移行できないか、改めて検討することとし、検討の結果は、四半期ごとに公表することとする。また、競争性のある契約へ移行できないか等の検討の結果については、内部監査を実施するとともに、当該措置について各部署に周知し、各部署における改善を促進する。(平成23年度の契約件数・金額を速やかに整理し、当該件数・金額からの削減を図るとともに、随契全体に占める割合の低減も目指す。)</p>	<p>調達改善計画の推進に関する事務連絡を发出し、調達部局ごとの計画記載事項の取組の徹底を図った。 調達部局ごとの取組状況は、公表。</p> <p>平成24年度会計監査実施計画において、重点監査事項に位置づけ(別紙2)、内部監査を進めるとともに、本件について各部署に周知し、改善を促した。</p>	<p>・24年度第一四半期では、23年度第一四半期と比べ、競争性のない随意契約の件数及び金額が、1,416件、425.4億円縮減。 ・競争性のない随意契約となった理由の検証等については、別紙1のとおり。 ・競争性のない随意契約の随意契約全体に占める割合については、年度終了段階での達成状況を検証する。</p> <p>今後、前期(第二四半期まで)及び年度終了段階で示される内部監査の結果をもとに、競争性のある随意契約へ移行できる契約案件がなかったかを検証するとともに、必要に応じて、同様の調達案件における改善を促す。</p>
<p>少額随意契約については、見積書の徴取方法による競争性等の確保、事務処理の適正性の確保等について内部監査を実施することとし、当該措置について各部署に周知し、各部署における改善を促進する。</p>	<p>平成24年度会計監査実施計画において、重点監査事項に位置づけ(別紙2)、内部監査を進めるとともに、本件について各部署に周知し、改善を促した。</p>	<p>今後、前期(第二四半期まで)及び年度終了段階で示される内部監査の結果をもとに、競争性等の確保、事務処理の適正性の確保等について問題のある契約案件がなかったかを検証するとともに、必要に応じて、同様の調達案件における改善を促す。</p>
<p>本省の調達案件(物品・役務)については、外部有識者からなる公正入札調査会議において、個別の案件について、随意契約の適正性の事後審査を実施する。</p>	<p>別紙3のとおり、本省に、外部有識者4名を委員とする公正入札調査会議を設置・開催(四半期毎)し、物品役務の随意契約について契約の適正性の審査や、企画競争に係る一者応募の改善策の検討を実施しているが、24年度第一四半期契約案件を対象とした審査は、まだ行っていない。</p>	<p>今後の公正入札調査会議の事後審査において、委員から意見申述のあった個別の随意契約案件については、改善策を検討し、将来の同様の契約案件での改善を図るための措置を講じる。</p>
<p>平成22・23年度に一者応札となっている調達案件について事前検証を行い、(解消に向けた)措置を講ずることとする。また、その成果について、事後検証を行う。</p>	<p>調達改善計画の推進に関する事務連絡を发出し、調達部局ごとに、調達案件毎に、一者応札としないための措置(契約前)、競争性向上等の効果、改善の余地の有無(契約後)等を整理することとした。また、四半期毎に結果をとりまとめることとした。 調達部局ごとの取組状況は、公表。</p>	<p>・24年度第一四半期では、320件について検証等を実施し、49件の一者応札が解消した。 ・一者応札を解消するために行った措置、今後の改善の余地等の分析については、別紙4のとおり。 ・「費用に見合う成果が得られたか」「質を落とさずに費用を節減できたか」等の検証については、調達終了後に判断する必要があり、年度終了段階で整理する。</p>
<p>国土交通省本省において、物品等購入の見直しに係る取組を進め、22年度調達費用(379.7億円)からの削減を目指す。</p>	<p>調達改善計画の推進についての事務連絡を发出し、取組の着実な推進を図った。</p>	<p>22年度調達費用(379.7億円)からの削減については、年度終了段階での達成状況を検証する。</p>
<p>情報システム関係経費の見直しとして、国土交通省本省において、国庫債務負担行為による複数年契約を実施するとともに、仕様の見直し等を進める。(22年度調達費用(200.8億円)からの削減を目指す。)</p>	<p>・調達改善計画の推進について事務連絡を发出し、取組の着実な推進を図った。 ・情報システム関係経費については、複数年契約を導入済み。</p>	<p>22年度調達費用(200.8億円)からの削減については、年度終了段階での達成状況を検証する。</p>
<p>本省において、主要な物品・役務の調達について、業務における使用の徹底した効率化等に取り組み、調達コストの削減を目指す。(複写機用再生紙、行政情報ネットワーク用トナー、事務用消耗品及びOA機器用消耗品に係る業務における使用の効率化(各々について23年度調達費用を速やかに算定し、当該費用からの削減を目指す))</p>	<p>調達改善計画の推進について事務連絡を发出し、取組の着実な推進を図った。</p>	<p>・複写用再生紙、行政情報ネットワーク用トナー、事務用消耗品及びOA機器消耗品に係る23年度調達費用からの削減については、年度終了段階での達成状況を検証する。 ・業務における使用の徹底した効率化を促すとともに、その実態を把握するため、第二四半期終了後に職員に対する調査を行い、職員の意識浸透効果を検証する。</p>

計画に盛り込まれた事項	対象期間に実施した具体的な取組	左記取組の効果及び課題の抽出
<p>本省内で使用する説明資料等については、原則として白黒、両面印刷とするなど、経費節減に努める。</p>	<p>調達改善計画の推進について事務連絡を发出し、取組の着実な推進を図った。</p>	<p>・説明資料等の白黒・両面印刷などによる経費節減を促すとともに、その実態を把握するため、第二四半期終了後に職員に対する調査を行い、職員の意識浸透効果を検証する。 ・当該取組による経費削減効果については、複写用再生紙に係る23年度調達費用からの削減実績により、年度終了段階での達成状況を検証する。</p>
<p>本省において、雑誌、定期刊行物、新聞等について、購入部数の縮減を進める。(23年度調達費用を速やかに算定し、当該費用から3割5分の削減を目指す)</p>	<p>・23年度実績約132百万円(中央合同庁舎3号館等に入居する観光庁、海上保安庁等を含む。)から35%の削減を達成するよう、購入部数の縮減を実施。 ・さらに、地方支分部局について、23年度実績に対し、24年度に7%、25年度に26%の削減を行い、国土交通省全体として25年度に28%の削減を実現することとした。</p>	<p>・本省では、24年度、25年度について、各々0.5億円のコスト縮減となる。 ・さらに、地方支分部局分を含めると、国土交通省全体で、24年度は1.0億円、25年度は2.4億円の削減となる。</p>
<p>本省におけるタクシー利用について、タクシーチケットの使用停止及びタクシー利用料の立替え払いの試行を継続し(平成20年6月～)、コスト縮減を目指す。</p>	<p>タクシーチケットの使用停止等を24年度も継続。(目標達成)</p>	<p>24年度第一四半期は、タクシーチケットを導入前(19年度第一四半期)と比べ、2.1億円のコスト削減となった。</p>
<p>車両管理業務について、品質確保の観点から総合評価方式の導入を試行する。(2地方整備局,30程度の事務所等で導入)</p>	<p>2地方整備局37事務所等において総合評価方式を導入。(目標達成)</p>	<p>・総合評価方式を導入した事務所における24年4～5月に発生した車両管理業務支障事例件数は3件であり、23年4～5月の17件から大幅に減少。一定の品質確保効果があったと考えられる。 ・より精度の高い品質確保効果の検証を行うため、24年6月以降に発生した車両管理業務支障事例についても調査するとともに、25年度における試行官署の拡大についても検討する。</p>
<p>国土交通省本省における調達において、競り下げを実施することを目指す。競り下げによる調達に当たっては、インターネットの活用を図る。(平成23年度の契約件数からの倍増を目指すとともに、少額随意契約以外の契約について2件以上の実施を目指す。)</p>	<p>内閣府との共同調達により、競り下げ業務委託契約を締結(平成24年5月28日)。競り下げを実施する環境が整ったことから、今後、実際に競り下げを推進する。</p>	<p>・「23年度の契約件数からの倍増」及び「少額随意契約以外の契約について2件以上実施」については、年度終了段階での達成状況を検証する。 ・併せて、競り下げ実施契約案件ごとの調達実績をもとに、競り下げによる経費削減効果の有無についても、年度終了段階で検証する。</p>
<p>国土交通省本省において、共同調達の実施を目指す。(調達件数を、23年度の5件から拡大)また、地方支分部局等においても、共同調達を実施する。(少なくとも1以上の地方支分部局等において、実施)</p>	<p>国土交通省本省において、6件の共同調達を実施したほか、中部地方整備局においても共同調達を実施。(目標達成)</p>	<p>共同調達実施案件ごとの調達実績をもとに、共同調達による経費削減効果の有無について、年度終了段階で検証する。</p>
<p>本省等において、旅費業務に係るバック商品、チケットの手配等のアウトソーシングを実施するとともに、本省以外の組織での実施の拡大を目指す。</p>	<p>本省、海上保安庁本庁等4部局で実施しているほか、気象庁本庁等においても導入に向け検討中。(目標達成)</p>	<p>アウトソーシングによる効果を把握するため、第二四半期終了後に旅費業務担当職員に対する調査を行い、事務負担軽減の状況を検証する。</p>
<p>旅費の執行について、年度末のいわゆる「駆け込み執行」を解消し、予算執行面での無駄排除の意識を職員一人一人に根付かせ、継続する。</p>	<p>平成24年度予算執行計画に、旅費の月ごとの執行状況を公表する旨を規定し、公表を実施。</p>	<p>年度末の駆け込み執行や不要不急な出張等が行われないか、旅費の執行状況をもとに年度終了段階で検証する。</p>
<p>公共料金の支払に係るカード決済の実施を目指す。(少なくとも1以上の組織での導入を図る。)</p>	<p>水道料金、鉄道料金等のカード決済について、気象庁、関東地方整備局等11の部局で導入。(目標達成)</p>	<p>今後取組を進めた上で判断する。</p>
<p>バナー広告及びネットオークションについては、政府全体の取組を踏まえつつ、導入に向けた検討を進める。</p>	<p>「国のウェブサイトへのバナー広告掲載要領」(H24.6改訂関係省庁申合せ)を踏まえ、担当者レベルでバナー広告導入に向けた情報収集を開始。</p>	<p>今後、関係各課の担当職員によるバナー広告実施に向けた検討を進め、見込まれる効果や実施に当たった課題等を整理していく。</p>
<p>人事評価において、必要性の低い事業を廃止するなどコスト意識や業務改善に留意した独自の目標設定が職員の担当分野において可能な場合、業績目標の設定を行うとともに、目標以外も含めたコスト意識や業務改善に向けてとられた行動については、能力評価・業績評価双方において、適切な評価を実施する。</p>	<p>人事評価におけるコスト意識や業務改善に留意した目標設定、適切な評価について、省内のイントラネットで周知。</p>	<p>今後取組を進めた上で判断する。</p>
<p>地方支分部局等の契約担当者等が参加する会議等において、発注者として必要なコスト縮減や、調達コストを縮減しながら品質を確保することの必要性について周知し、調達に携わる職員のコスト縮減意識等の向上を図る。</p>	<p>調達改善計画の推進について事務連絡を发出するとともに、地方整備局等契約管理官・課長会議(6/6開催)等の機会を通じ、左記事項について周知。調達に携わる職員のコスト縮減意識等の向上を推進。</p>	<p>今後取組を進めた上で判断する。</p>

競争性のない随意契約の見直しの進め方

- 各調達部局は、契約手続に入る前に、「競争性のある随意契約」に移行できないか検討
「競争性のない随意契約」とする場合は、理由を分類・整理し、四半期毎に実務担当者チームに報告
- 実務担当者チームは、四半期毎に各契約が随意契約となる理由を確認 改善を促すべき不適切なものを選定
- 別途、各地方支分部局・事務所等の単位で、ランダム抽出した「競争性のない随意契約」について、内部監査を実施
- 不適切な「競争性のない随意契約」については、予算監視・効率化チームに報告の上、当該調達部局に改善を要請

各調達部局

【契約手続前】

- 個別に、競争性ある契約への移行を検討
- 移行できない場合、理由(随契理由)を整理
- 随契理由については、個別に、以下の区分(随契理由区分)のいずれに該当するか明示

類型(1) 次年度以降も競争性のない随意契約

- ・ 法令、自治体との取決により相手方が特定
- ・ 場所により相手が一に特定される賃貸借
- ・ 予算書、法律案等の印刷
- ・ 電気、ガス等の供給契約
- ・ 郵便料金 等

類型(2) 次年度以降に競争性ある契約へ移行

- ・ 緊急の必要により行う契約(緊急随契)
- ・ 複数年間契約する取決のあった契約
- ・ 著しく有利に契約できるもの(不利随契) 等

【契約手続開始】

実務担当者チーム

【四半期ごと】

- 各契約の随契理由を確認
- 個別に改善を促すべき不適切な契約を選定

【半期ごと】

- 内部監査で抽出整理された不適切な契約をもとに、改善を促すべきものを選定

内部監査

【順次実施】

- 本省会計課職員が、事務所等ごとに、順次内部監査
- 5件をランダム抽出し、個別に随契理由を厳しく監査

【半期ごと】

- 監査対象全ての結果を整理
不適切な契約を抽出整理

予算監視・効率化チーム

【四半期ごと】

- 実務担当者チームの報告を踏まえ、不適切な契約について、個別に改善要請を行うことを検討・了承
- 調達部局ごとの取組状況を公表

各調達部局

- 改善要請を踏まえ、以後、同様の調達を行う場合、競争性のある契約に移行

競争性のない随意契約の見直し状況について (平成24年度第一四半期)

1. 取組の内容

- 競争性のない随意契約を締結する全案件について、各調達部局が、契約手続に入る前に、競争性のある随意契約へ移行できないかを検討し、移行できない理由を整理

2. 第一四半期の取組の結果

- 24年度第一四半期に締結した「競争性のない随意契約」は 1,365 件、355.4 億円であり、23年度第一四半期と比べ、1,416 件、425.4 億円の削減になった。
- 「競争性のない随意契約」をさらに分類整理すると、(1)次年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものは 1,169 件、331.6 億円、(2)次年度以降に競争性のある契約に移行予定のものは 196 件、23.8 億円となった。

(1) 次年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

- 次年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、競争性のない随意契約となった理由を整理すると、以下のとおり。

次年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの	1,169件
① 法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	54件
② 地方公共団体との取り決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	171件
③ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であるため場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	501件
④ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	15件
⑤ 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの	248件
⑥ 郵便に関する料金	28件
⑦ 再販売価格が維持されている場合又は供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	43件
⑧ 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	109件

- ①～⑧の随契理由区分は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日財務大臣通知)記1(2)①において、「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」として列挙されているものである。
- 実務担当者チームにおいて、全 1,169 件の契約の随契理由を確認したところ、いずれも、適切に①～⑧の類型のいずれかに位置づけられるものであった。これらの契約が競争性のない随意契約となるのはやむを得ないと解される。

(2) 次年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

- 次年度以降に競争性のある契約に移行予定のものについて、各調達部局から報告のあった移行年限及び競争性のない随意契約となった理由を整理すると、以下のとおりとなる。
各調達部局において、移行年限までに確実に移行が行われるよう、促してまいります。

【移行年限】

移行年限	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降
件数	25	95	52	17	4	3

【競争性のない随意契約となった理由】

次年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの	196件
① 緊急の必要により競争に付することができない契約であって、次年度、競争性のある契約へ移行予定のもの	19件
② 複数年にわたり毎年度締結することとしていた契約であり、当該期間終了後、競争性のある契約へ移行予定のもの	134件
③ 著しく有利な価格で契約できる見込みがあって、当該「見込み」がなくなれば、競争性のある契約へ移行予定のもの	32件
④ その他(関連随意契約等)	11件

※ 平成24年度第一四半期に締結された「競争性のない随意契約」については、個別に改善要請を行うべき契約はなかったものと評価される。

国会監第28号
平成24年6月4日

平成24年度会計監査実施計画

「国土交通省会計監査要綱について」（平成17年6月2日付国会監第25号）、以下「監査要綱」という。）に基づく平成24年度の会計監査の実施計画は次のとおりとする。

1. 監査実施官署の選定方針

監査実施官署の選定方針は次のとおりとする。

- ①過去1年以上、監査または会計検査院の实地検査が行われていない官署、前年度に会計機関が新設された官署及び廃止された官署の業務の引継ぎを受けた官署並びに本省内部部局を優先する。
- ②監査の効率を考慮し、近隣の官署において実施することに留意する。

2. 監査の対象事項

(1) 監査事項

監査要綱第3の各号に定める事項について監査を行うものとし、詳細事項は別紙1のとおりとする。

⊗

(2) 重点監査事項

監査要綱第3第8号に定める事項として、次の事項について重点的に監査を行うものとする。なお、詳細事項は別紙2のとおりとする。

①随意契約に関する事項

随意契約は競争契約の特例として認められた制度であることに鑑み、事務手続きが関係法令等に基づき適正に行われているか監査を行うものとし、特に随意契約の発注等についての適正性を重点的に監査するものとする。また、「国土交通省調達改善計画」（平成24年3月29日）において定めた調達改善の取組の一環として、「競争性のない随意契約」、「少額随意契約」について重点的に監査するものとする。

②タクシーチケットの利用状況に関する事項

国土交通省におけるタクシー使用基準を全国的に統一化するため、平成20年3月28日に定められた「国土交通省のタクシー使用基準について」（平成20年4月1日から施行）等により、事務・事業の円滑かつ効率的な執行及びその適正な取

扱いが図られているかを重点的に監査するものとする。

③物品購入及び印刷物作成に関する事項

近年、会計検査院から地方公共団体及び他省庁における不適正な経理についての指摘がされていることから、当省においても決算検査報告における着眼点等を参考に、当分の間重点的に監査するものとする。

④政府調達協定対象案件（物品・役務）に関する事項

「政府調達に関する協定」（平成7年12月8日条約第23号）及び「物品に係る政府調達手続について（運用方針）」（平成6年3月28日アクション・プログラム実行推進委員会）等にもとづき、一定の金額を超える契約案件等については、意見招請及び入札公告、随意契約の公示及び落札者の公示を行うこととなっているが、適切に指定された期日内に行われているか重点的に監査するものとする。

3. 監査の方法等

(1) 監査員等

- ①監査員は、大臣官房会計課（以下「会計課」という。）の職員から任命する。ただし、係員については、原則として会計課在職期間が1年以上の者とする。
- ②監査班の構成は、2名以上とする。

(2) 監査期間

1官署あたり1日とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。

(3) 監査方法

- ①監査は、官署における实地監査により行う。ただし、必要に応じ書面による資料の提出を求めることができる。
- ②監査員は、監査終了後、その結果を大臣官房会計課長に報告する。

本省における公正入札調査会議（随意契約小グループ）の取組

- 特に、本省^(注)の契約については、外部有識者からなる「公正入札調査会議(随意契約小グループ)」を本省に設置し、「物品役務の随意契約」について、次の取組を実施 (注)国土交通大学校を含む。
 - ① 契約の適正性の審査
 - ② 企画競争を行った契約のうち一者応募となったものに係る改善策の検討
- 委員は次のとおり。
 - ・大橋 弘(東京大学大学院経済学研究科教授)
 - ・郷原信郎(関西大学特任教授・弁護士)
 - ・奈良輝久(弁護士)
 - ・堀田昌英(東京大学大学院新領域創成科学研究科教授)
- 平成24年度第一四半期の契約を対象とした審査は、未だ行っていない(9月19日(水)実施予定)。

大臣官房会計課

【事前手続き】

- 審査対象期間に本省が行った「物品役務の随意契約」の全案件を、公正入札調査会議の委員に提示し、審査対象を抽出していただく。

公正入札調査会議 (随意契約小グループ)

【四半期ごと】

- 以下の2項目について、審査対象となった契約を行った部局を会議に呼び、委員によるヒアリングを実施
 - (1) 随意契約の妥当性の審査
契約の内容を詳しく把握し、随意契約となった理由を詳しく厳しく精査
 - (2) 企画競争に係る一者応札の改善策の検討
応募要件、企画提案書評価基準、応募状況等詳しく把握し、企画競争とした理由や一者応札となった理由を厳しく精査
- それぞれについて、改善策等を整理

予算監視・効率化チーム

【四半期ごと】

- 実務担当者チームより、公正入札調査会議の取組状況を報告

各調達部局

- 以後、同様の調達を行う場合、当該改善策に即した調達改善を進める。

一者応札の見直しの進め方

- 平成22・23年度に一者応札であった契約と同様の契約を行う各調達部局は、以下の措置を実施
四半期毎に、実務担当者チームに取組状況を報告
[発注手続開始前] 一者応札を解消するための改善措置の検討・実施
[契約手続終了後] 改善措置の効果(一者応札が解消したか否か)、更なる改善の余地がないか検証
[調達終了後] 費用に見合う成果が得られたか等を検証
- 実務担当者チームは、四半期毎に、報告等をもとに、①一者応札解消状況、②一者応札解消による効果、③更なる改善策を整理。予算監視・効率化チームに報告の上、更なる取組を推進

各調達部局

【契約手続開始前】

- 以下のいずれかの「改善措置」を検討・実施
 - 1) 発注条件等の見直し
 - ① 競争参加資格の見直し
 - ② 仕様の見直し
 - ③ 発注単位の見直し
 - 2) 競争参加者の確保
 - ① 準備期間の確保
 - ② 参入可能者の把握
 - ③ 調達情報の周知徹底
 - ④ 業務内容の理解促進

【契約手続終了後】

- 一者応札が解消したか否かを整理
- 一者応札が解消しなかった理由の整理及び更なる改善の余地の有無を検証
(一者応札が解消しなかつた場合)

【調達終了後】

- 「費用に見合う成果が得られたか」「質を落とさずに費用削減できたか」を整理

実務担当者チーム

① 一者応札解消状況

- 各調達部局が行った契約手続前の改善措置の結果、一者応札がどの程度解消されたかを検証

② 一者応札解消による効果

- 「費用に見合う成果」の報告結果等を集計・整理し、一者応札解消による効果を分析

③ 更なる改善策

- 如何なる「改善措置」が一者応札解消に有効かを検討・整理し、「更なる改善策」として予算監視・効率化チームに報告

予算監視・効率化チーム

【四半期ごと】

- 実務担当者チームから報告のあった
 - ① 一者応札解消状況
 - ② 一者応札解消による効果
 - ③ 更なる改善策
 について了承
- 調達部局ごとの取組状況を公表

実務担当者チームより
更なる改善策を提示

全調達部局

- 提示された更なる改善策を踏まえ、以後の一者応札解消に向けた取組を進める

一者応札の見直し状況について (平成24年度第一四半期)

1. 取組の内容

- 22・23年度に一者応札であった全案件について、各調達部局が以下の措置を実施
 [契約手続開始前] 一者応札を解消する改善措置（競争参加資格の見直し、仕様の見直し等）の検討・実施
 [契約手続終了後] 改善措置の効果（一者応札が解消したか否か）、更なる改善の余地がないか検証
 [調達終了後] 費用に見合う成果が得られたか等を検証
 ※ 結果は、四半期毎にとりまとめ、公表

2. 第一四半期の取組の結果

(1) 一者応札の解消状況

- 24年度第一四半期に契約を締結した対象案件は320件であり、このうち、一者応札が解消したもの（A）は、49件（15%）となった。
- 一者応札が解消しなかった案件は271件であり、これらはすべて、調達部局が「更なる改善の余地あり」としたもの（B）であった。調達部局が「更なる改善の余地なし」としたもの（C）は、なかった。

24年度第一四半期対象件数	320件
一者応札が解消した件数（A）	49件
一者応札が解消しなかった件数	271件
調達部局が「更なる改善の余地がある」とした件数（B）	271件
調達部局が「更なる改善の余地がない」とした件数（C）	0件

(2) 一者応札解消による効果

- 一者応札が解消した49件を、応札者数で分類し、それぞれの平均落札率を算定すると、以下のとおり、応札者が多い契約案件ほど、平均落札率が低くなった。

区 分		平均落札率
一者応札解消せず [B : 271件]		97.23%
一者応札 解消 [A : 49件]	2者応札 [37件]	95.76%
	3者応札 [10件]	88.23%
	4者応札 [2件]	62.78%

- 「調達終了後」に行う「費用に見合う成果が得られたか」等の検証は、年度終了段階で整理することとする。

一者応札解消案件 [A : 49件] の予定価格及び落札価格の合計並びに両者の差（単価契約のもの等は除く。）は、以下のとおり。

- ・ 予定価格の合計 → 420,899千円
- ・ 落札価格の合計 → 398,912千円
- ・ 予定価格と落札価格の差 → 21,987千円

(3) 更なる改善策

- 発注手続開始前に講じた措置について、当該契約案件 [B : 271件] と、一者応札解消案件 [A : 49件] とを比較すると、Aでは、「⑤参入可能者の把握」を行った案件の割合が高い。
- また、Aの中で「⑤参入可能者の把握」を行った13件のうち9件は、併せて、①～④又は⑥のいずれかの措置を講じていた。

講じた措置		一者応札解消 [A : 49件]		更なる改善余地あり [B : 271件]	
発注条件等の見直し	①競争参加資格の見直し	11件	22.4%	111件	41.0%
	②仕様の見直し・明確化	4件	8.2%	13件	4.8%
	③発注単位の見直し	4件	8.2%	6件	2.2%
競争参加者の確保	④準備期間の確保	2件	4.1%	32件	11.8%
	⑤参入可能者の把握	13件	26.5%	28件	10.3%
	⑥調達情報の周知徹底・業務内容の理解促進	35件	71.4%	205件	75.6%

- 「⑤参入可能者の把握」を行った上で、その結果を踏まえた他の改善措置を講じることは、一者応札解消に向けた有効な手段と考えられる。
 今後、発注手続を行う契約案件については、可能な限り「⑤参入可能者の把握」及び他の措置を併せて講ずるよう、調達部局に働きかけることとする。

(参考) 一者応札が解消されなかったB (271件) では、「契約手続終了後」の検証において、「更なる改善策」として「⑤参加可能者の把握」を掲げた案件は35件 (13.0%) に止まっている。